

## みどりにもっとスマイル応援事業

# みどモス 応援券 第2弾



## を配布します

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、長きにわたる時短要請や外出自粛要請などにより市内経済にも影響が出ており、そうした状況を立て直すため、昨年実施した消費拡大支援事業（みどりにもっとスマイル応援事業）を再度実施し、市内経済の消費拡大を応援します。

問い合わせ先 商工課商工労政係 ☎ (76) 1938

### 市民の皆さんへ

第1弾と同様に取扱店（全業種）で使用できます。市内の「みどモス応援券取扱店」の表示（のぼり旗・ポスター・ステッカー）があるお店などで使用できます。

#### 応援券

1人当たり 5,000 円（500 円券 × 10 枚）

#### 使用期間

7月1日（休）～9月30日（休）

#### 交付方法

世帯主宛てに世帯全員分の応援券を簡易書留により、6月11日（金）から順次配送します。

#### その他

- ・不在により受け取れず、郵便局の不在通知票がポストに入っていましたら、郵便局で期限までに必ず受け取ってください。
- ・応援券額面に購入金額が満たない場合でも釣り銭は出ません。
- ・使用期間を過ぎた応援券は、原則無効となります。なお、感染状況の悪化により使用期間を変更する場合がありますが、その場合には市ホームページなどでお知らせします。



### 店舗を営む皆さんへ

応援券を使用できる取扱店を随時募集します。登録料など取扱店の負担はありません。市民の皆さんがさまざまな店舗で使えるように、ぜひ取扱店として参加してください。

#### 参加資格

市内に店舗や事業所がある事業主  
※一部参加できない場合がありますので、詳しくは市ホームページに掲載している「みどモス応援券取扱店募集要領」をご確認ください。

#### 申込方法

取扱店登録申請書に必要事項を記入し、商工課（大間々庁舎）へ提出してください。また、市内商工会会員の人は商工会へ提出してください。  
申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課および市内商工会でも配布します。  
※複数の店舗がある場合には、店舗ごとに申請してください。

#### 換金方法

取扱店は、使用された応援券に必要な書類を添えて、換金期間内に市が指定する取次金融機関（市内各支店）で換金してください。窓口で即日換金します。  
市指定取次金融機関 ▶ ①新田みどり農業協同組合、②桐生信用金庫

#### 換金期間

7月15日（休）～10月15日（金）  
※上記期間を過ぎた換金には一切応じられませんのでご注意ください。